

# 基山町農業委員会会議録

平成30年1月5日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 14名

欠席者 0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	権 藤 嘉 徳	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 上田 智子

## 審 議 事 項

第1号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	7件
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理報告	1件
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理報告	1件
報告第3号	農地法第18条の規定による届出受理報告	1件
その他	農業振興地域整備計画の変更申請について	1件

審議開始 9時 00分

審議終了 9時 40分

## 平成30年1月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成30年第1回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、1番委員と2番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第1号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

### 第1号議案1番朗読

この件は、貸し手の農業廃止により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、高島団地西交差点そばの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、ご意見はありませんか。

9番議員

以前作られていた方が体調を悪くされ耕作できなくなり、近くで次の借り手を探していました。今回の借り手に相談したところ快く引き受けてくれました。借り手は、機械もすべて持ってあり問題ないと思われま

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第1号議案1番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第1号議案1番は、全員一致で決定します。

次に第1号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

### 第1号議案2番朗読

この件は、貸し手の高齢化により、使用貸借権を設定するものです。期間は

5年です。場所は、高島団地西交差点そばの圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、ご意見はありませんか。

**9番委員**

第1号議案1番と同じ状況となります。

**議 長**

他に意見等はありませんか。ないようでしたら第1号議案2番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第1号議案2番は、全員一致で決定します。

次に第1号議案3番から7番までは、すべて再設定のため一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

**事務局**

**第1号議案3番から7番まで再設定のため朗読省略**

3番は、賃貸借権の再設定で期間は5年です。場所は、2区の県道基山平等寺線沿い、字田原の圃場です。

4番は、使用貸借権の再設定で期間は5年です。場所は、基山共乾東側の圃場です。

5番は、使用貸借権の再設定で期間は3年です。場所は、7区野口集落南側と野口集落内の圃場です。

6番は、使用貸借権の再設定で期間は3年です。場所は、7区九州大虎運輸南側の圃場です。

7番は、使用貸借権の再設定で期間は3年です。場所は、4区陣屋方面への入り口の、字南谷の圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

### 1 番委員

3 番の借り手は、この辺でずっと作っておりまして問題ありません。

### 4 番委員

4 番と 7 番ですが、期間満了の更新ということで前回と同じ内容を更新するものです。問題ありません。

### 9 番委員

5 番と 6 番の借り手は、米と麦を作られており、機械も持っており問題ないと思われま。

## 議 長

他に意見等はありませんか。ないようでしたら第 2 号議案 3 番から 7 番までを計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第 2 号議案 3 番から 7 番は、全員一致で決定します。

次に、報告第 1 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用について届出があったので、受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

### 報告第 1 号 1 番朗読

この件については、株式会社 N J アグリサポートが事務所及び休憩所の設置することについて、200㎡以下の農業用施設ということで届出を受理しましたので、平成 29 年 12 月 8 日付けで受理通知書を送付しております。場所は、7 区字花町の圃場です。

## 議 長

只今事務局から報告がありましたが、ご意見等ございませんか。

— 意見なし —

**議 長**

意見がないようですので、報告第1号を終わります。

次に報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出があったので、受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

**事務局**

**報告第2号1番朗読**

この件については、市街化区域の農地ですので、平成29年12月20日付けで受理通知書を送付しております。場所は、野口集落北側、丸都運輸横の圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

**9番委員**

申請地の農地は、縦に畑が連なっております。今後、申請地の下の農地の転用申請も検討されているそうです。

**議 長**

他に意見はありませんか。ないようでしたら報告第2号を終わります。

次に、報告第3号農地法第18条の規定による届出がありましたので受理したことを報告します。

**事務局**

**報告第3号説明**

この件につきましては、宮浦字真尻の宅地開発に伴い、市街化区域の田で使用貸借権が結ばれていたものを、貸し手の要望により合意解約するものです。土地の引き渡しの時期は平成29年12月12日で、同日付けで解約の通知書を送付しております。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

**11番委員**

今回の申請地を含めた一体で宅地開発を行う計画があります。申請地の上の圃場2筆は、先月に合意解約をしております。全体で30戸弱の住宅が建つと聞いています。

#### 議 長

他にありませんか。ないようでしたら、報告第3号を終わります。

次に、その他農業振興地域整備計画の変更申出について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

##### その他説明

この件につきましては、現在トビマツ自動車の事業所の西側の田707㎡について、事業拡大に伴い駐車場として利用するため、当該農地を農振農用地区域から除外するものです。この計画変更について、農業委員会の意見をお伺いします。

#### 議 長

只今事務局から説明がありました。何かご意見はありませんか。

#### 3番委員

以前は田を作っていたが、何年前からか、耕作をやめて子供に野菜を作る体験をさせたりしていました。現在は畑の様相になっています。農振を外しても周辺農地に影響はないと思われま。

#### 事務局

この件に関して特に問題なしと、報告をさせていただいてもよろしいですか。

#### 異議なし

#### 議 長

他に意見はありませんか。

では、今の意見のとおり、町へ提出いたします。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成30年1月5日

署名人

議 長

委 員

委 員